

占用料

| 工作物等の区分                                  |                           | 単位           | 金額     |
|--|---------------------------|--------------|--------|
| 第1種電柱                                    |                           | 1本につき1年      | 610円   |
| 第2種電柱                                    |                           |              | 950円   |
| 第3種電柱                                    |                           |              | 1,100円 |
| 第1種電話柱                                   |                           |              | 550円   |
| 第2種電話柱                                   |                           |              | 880円   |
| 第3種電話柱                                   |                           |              | 1,000円 |
| その他の柱類                                   |                           |              | 55円    |
| 共架電線その他上空に設ける線類                          |                           | 長さ1メートルにつき1年 | 5円     |
| 地下に設ける電線その他の線類                           |                           |              | 3円     |
| 変圧塔その他これに類するもの                           |                           | 1個につき1年      | 1,100円 |
| 水道管, 下水道管, ガス管その他これらに類するもの               | 外径が0.07メートル未満のもの          | 長さ1メートルにつき1年 | 29円    |
|  | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの |              | 42円    |
|  | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |              | 64円    |
|  | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |              | 85円    |
|  | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの  |              | 120円   |
|  | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの  |              | 170円   |
|  | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの  |              | 290円   |
|  | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの    |              | 420円   |
|  | 外径が1メートル以上のもの             |              | 850円   |
| 通路, 鉄道, 軌道, 公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの |                           | 1平方メートルにつき1年 | 1,100円 |
| 郵便差出箱及び信書便差出箱                            |                           | 1個につき1年      | 460円   |
| 公衆電話所                                    |                           |              | 1,100円 |
| 競技会, 展示会, 集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物    |                           | 1平方メートルにつき1日 | 15円    |
| 標識                                       |                           | 1本につき1年      | 880円   |
| 食糧, 医薬品等災害応急対策に必要な物資の                    |                           | 1平方メートルにつき1年 | 1,100円 |

|  |  |         |
|--|--|---------|
| 備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設<br>で国土交通省令で定めるもの                         |  |         |
| 環境への負荷の低減に資する発電施設で国<br>土交通省令で定めるもの                           |  | 1, 100円 |
| 防火用貯水槽で地下に設けられるもの  |  | 1, 100円 |
| 蓄電池で地下に設けられるもの   |  | 1, 100円 |
| 国土交通省令で定める水道施設, 下水道施<br>設, 河川管理施設, 変電所及び熱供給施設で<br>地下に設けられるもの |  | 1, 100円 |
| 橋並びに道路, 鉄道及び軌道で高架のもの   |  | 1, 100円 |
| 警察署の派出所及びこれに附属する工作物<br>等                                     |  | 1, 100円 |
| 天体, 気象又は土地観測施設   |  | 1, 100円 |
| 工事用板囲い, 足場, 詰所その他の工事用施<br>設                                  | 1 平方メートルにつき 1 月  | 170円    |
| 土石, 竹木, 瓦その他の工事用材料の置場  |  | 170円    |
| 備考   | <p>1 この表において「第1種電柱」とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同<br/>じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この<br/>備考の1において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は<br/>5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持す<br/>るものをいう。</p> <p>2 この表において「第1種電話柱」とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する<br/>電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線<br/>（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考の2において同じ。）<br/>を支持するものを、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持する<br/>ものを、「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 この表において「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又<br/>は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>4 占用面積若しくは工作物等の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であると<br/>き又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があ<br/>るときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</p> <p>5 占用料の額が年額で定められている工作物等に係る占用の期間が1年未満であるとき<br/>又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお1月未満の<br/>端数があるときは、1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に<br/>係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1<br/>月として計算するものとする。</p> <p>6 占用料が1件100円未満のときは、100円とする。</p> |         |